

4

経済的支援

(各手当などの額は、令和5年10月1日現在)

(1) 手当

※障がいの程度、所得の制限などがありますので詳しくは窓口にお問い合わせください。

○20歳以上

種類 区分	特別障害者手当 (国手当)	重度心身障がい者手当 (市の手当)
受給者	障がい者本人	障がい者本人
障害程度 の目安	日常生活において常時特別な介護を必要とする方 ・身体障害者手帳 おおむね1級・2級の一部 ・療育手帳 おおむねA、Aの1、Aの2 ・重度の精神障がい、肝臓疾患、血液疾患などを有する方	市内に居住し住民登録のある方 ①身体障害者手帳の交付を受け居宅において1か月以上寝たきりの状態で、常時介護を必要とする方 ②身体障害者手帳1級、療育手帳AからAの2 ③身体障害者手帳2級
手当額	月額27,980円	①月額20,000円 ②月額14,000円 ③月額8,000円
支給制限	・施設に入所している方 ・病院などに3か月以上入院している方 ・本人及び配偶者・扶養義務者の所得が限度額を超えているとき(下記参照) ※重度心身障がい者手当(市手当)との重複支給は受けられません	・施設に入所している方 (退所された場合は、改めて申請が必要です) ・特別障害者手当(国の手当)を受けている方 ※特別障害者手当(国手当)との重複支給は受けられません
支給月	5月、8月、11月、2月 前3か月分を支給月の10日に支給 ※申請月の翌月分から対象	7月、10月、1月、4月 前3か月分を支給月の25日に支給 ※申請月の翌月分から対象
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp	

4

経済的支援

障害児福祉手当・特別障害者手当(国手当)

[所得制限の限度額]

扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,180,000円	3,604,000円	8,319,000円	6,287,000円
1人	5,656,000円	3,984,000円	8,586,000円	6,536,000円
2人	6,132,000円	4,364,000円	8,799,000円	6,749,000円
3人	6,604,000円	4,744,000円	9,012,000円	6,962,000円
4人	7,027,000円	5,124,000円	9,225,000円	7,175,000円
5人	7,449,000円	5,504,000円	9,438,000円	7,388,000円

特別児童扶養手当(国手当)

[所得制限の限度額]

扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	6,420,000円	4,596,000円	8,319,000円	6,287,000円
1人	6,862,000円	4,976,000円	8,586,000円	6,536,000円
2人	7,284,000円	5,356,000円	8,799,000円	6,749,000円
3人	7,707,000円	5,736,000円	9,012,000円	6,962,000円
4人	8,129,000円	6,116,000円	9,225,000円	7,175,000円
5人	8,546,000円	6,496,000円	9,438,000円	7,388,000円

(注)

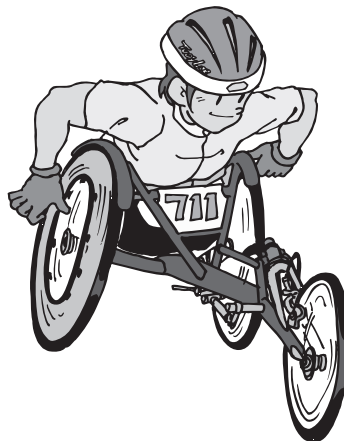
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の金額に次の額を加算した額とする。
 - 本人の場合は、①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円 ②特定扶養親族1人につき25万円
 - 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- ここに掲げた収入額は、給与所得者を例とし給与所得控除額等を加えて表示した額である

○20歳未満

種類 区分	特別児童扶養手当 (国手当)	障害児福祉手当 (国手当)	心身障がい児手当 (市の手当)
受給者	在宅で監護している父母または養育者	障がいのある児童本人	在宅で監護している父母または養育者
障害程度の目安	① 1級手当 ・身体障害者手帳 おおむね1・2級 ・療育手帳 おおむね④の1～A ② 2級手当 ・身体障害者手帳 3・4級の一部 ・療育手帳Bの1、Bの2の一部 ・精神障がい、内部疾患などで常時介護を必要とする方 ※審査結果により、該当しないことがあります	常時介護を必要とする児童 ・身体障害者手帳 おおむね1級・2級の一部 ・療育手帳 おおむね④、④の1、④の2 ・重度の精神障がい、肝臓疾患、血液疾患などを有する方	市内に居住し住民登録のある方 ①身体障害者手帳の交付を受け居宅において1か月以上寝たきりの状態で、常時介護を必要とする方 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳④からAの2 ③身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1 ④療育手帳Bの2
手当額	1級手当 53,700円 2級手当 35,760円	月額15,220円	①月額20,000円 ②月額13,000円 ③月額10,000円 ④月額8,000円
支給制限	・施設に入所している方 ・障がいを事由とする公的年金の給付を受けている方 ・父母または養育者の方の所得が限度額を超えているとき(21ページ参照)	・施設に入所している方 ・障がいを事由とする公的年金の給付を受けている方 ・父母または養育者の方の所得が限度額を超えているとき(21ページ参照)	施設に入所している方 (退所された場合は、改めて申請が必要です)
支給月	8月、12月、4月 支給月の11日に支給 ※申請月の翌月分から対象	5月、8月、11月、2月 前3か月分を支給月の10日に支給 ※申請月の翌月分から対象	7月、10月、1月、4月 前3か月分を支給月の25日に支給 ※申請月の翌月分から対象
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp		

○児童扶養手当（国の手当）

対象者	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令で定める障がいがある場合は、20歳未満まで）の児童を監護している父母または養育者 ①父または母が婚姻（事実婚）を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が配偶者からの暴力により裁判所からの保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑧婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童
支給制限	①児童が施設に入所している方（退所された場合は改めて申請が必要です） ②対象者または扶養義務者の方の所得が限度額を超えているとき など （所得により、支給停止または一部支給停止があります）
手当額	児童1人のとき 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円から10,410円（所得に応じて決定されます） 児童2人目の加算額 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円から5,210円（所得に応じて決定されます） 児童3人目以降の加算額 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円から3,130円（所得に応じて決定されます）
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月（申請月の翌月分から対象）
窓口	こども課 電話047-712-6424 ファクス047-304-1505 メール kodomo@city.urayasu.lg.jp



(2) 年金

○障害基礎年金（国民年金）

内容	国民年金加入中（または加入していた方で60歳以上65歳未満のとき）に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある傷病で、初診日から1年6か月たったときに請求できます。 ・初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに請求できます。 ・初診日から1年6か月後に請求せず、その後に病状が悪化した場合は、65歳になるまで請求できます。 ・人工透析療法、心臓ペースメーカーなど、初診日から1年6か月以内に請求できる障がいの状態があります。
支給要件	①、②の両方の条件を満たすことが必要です。 ①国民年金法による1級、2級の障がいの状態であること（ただし、60歳から65歳未満で老齢基礎年金を繰り上げ請求している方は除かれます） ②初診日において65歳未満であり、一定の保険料を納めていること（初診日が20歳前のときは納付要件はありません） ・初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること ・初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
年金額	1級障害基礎年金 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）993,750円 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）990,750円 2級障害基礎年金 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ）795,000円 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ）792,600円 生計を共にする18歳未満の子がいるときは次の額が加算されます。 2人目まで 1人につき228,700円 3人目以降 1人につき76,200円 （障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」とは、18歳になったあと最初の3月までにある子および20歳未満で障害等級1級または2級の障がいのある方。）
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月 それぞれ前2か月分を支給
窓口	国保年金課 国民年金係 電話047-712-6282 ファクス047-354-8491 メール kokuhu@city.urayasu.lg.jp

○特別障害給付金制度

内容	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方について、平成17年4月、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。
支給要件	次のいずれかの要件を満たす方。 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者 上記①または②に該当する方で当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方 （ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方）
年金額	障害基礎年金1級相当に該当する方 令和5年度基本月額53,650円 障害基礎年金2級相当に該当する方 令和5年度基本月額42,920円
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月 それぞれ前2か月分を支給
窓口	国保年金課 国民年金係 電話047-712-6282 ファクス047-354-8491 メール kokuhu@city.urayasu.lg.jp

○千葉県心身障害者扶養年金制度 **身 知 精**

内容	心身障がいのある方（児童）の保護者が加入して、加入者が死亡または重度障がいになったとき、残された心身障がいのある方（児童）に終身一定額の年金を支給する制度です。
加入資格	次のいずれかに該当する障がいのある方（児童）の保護者で65歳未満の方 ①身体障害者手帳1級から3級の所持者 ②療育手帳所持者 ③精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方
給付額	月額20,000円（2口加入のときは、40,000円）
掛金	平成20年度以降加入の場合 加入時の保護者の年齢で掛金が決まります。2口まで加入可。 35歳未満 月額 9,300円 35歳以上40歳未満 月額11,400円 40歳以上45歳未満 月額14,300円 45歳以上50歳未満 月額17,300円 50歳以上55歳未満 月額18,800円 55歳以上60歳未満 月額20,700円 60歳以上65歳未満 月額23,300円
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

(3) 見舞金

○難病者見舞金

内容	難病者の方へ見舞金を支給しています。
対象者	①千葉県特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 ②千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方 ③千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証をお持ちの方 ④特定疾患医療受給者証をお持ちの方
支給額	1ヶ月に継続して15日以上入院の場合 10,000円 1ヶ月に1日以上通院又は15日未満入院の場合 5,000円 (2ヶ月にわたって15日以上入院がある時は、いずれか一方の月を15日以上入院月とします。)
支給月	年1回（2月頃）
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

(4) 助成金・奨励金

○障がい児施設入所負担額の助成 **身 知 精**

対象者	児童福祉法に規定する指定障害児入所施設および指定医療機関に入所する障がいのある児童の保護者、または扶養義務者
内容	保護者にかかる毎月の利用負担額（45,000円を限度）、または扶養義務者にかかる措置負担額の2分の1に相当する額を助成します。
必要書類	・申請書 ・領収書 ・振込みする銀行口座がわかるもの
支給月	4月、7月、10月、1月
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

○障がい者通所施設交通費助成 **身 知 精 難**

対象者	次のいずれかに該当する方で、市内の住居から福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を提供する、障がい者通所施設に通所されている方 ①身体障害者手帳をお持ちの方 ②療育手帳をお持ちの方または知的障がいがあると判定されている方 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または精神障がいがあると診断されている方 ④難病者
内容	公共の交通機関を利用した場合、通所にかかる交通費の半額を助成します（1か月につき5,000円を限度）。 自転車を利用した場合、通所日数が1か月に10日以上であれば、1か月につき1,000円助成します。 ※どちらの場合も、通所の往復が2 km以上であること。 ※通所施設から交通費が支給される場合は、その支給額を除いた額を対象とする。 ※生活保護制度から交通費が支給される場合を除く。
必要書類	【登録時】 ・申請書 ・通所届 ・振込みする口座の確認ができるもの ・定期乗車券等の写し（購入している場合のみ） ※通所経路、住所、通所施設、通所方法等の変更があった場合は、その都度、届出が必要。
支給月	5月、11月
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

○特別支援教育就学奨励費

内容	保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得額等に応じ学用品費や学校給食費、通学費などの一部を援助します。 詳しくは、学務課までお問い合わせください。
対象者	浦安市の公立小中学校、もしくは特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち ①特別支援学級に在籍する児童・生徒 ②通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒（身体障害者手帳または療育手帳の写しを添付） ③通級指導教室利用者（通学費のみ支給） ④特別支援学校に在籍する小学校の第6学年の児童及び中学校の第3学年の生徒 ⑤特別支援学校に在籍する第3子以降の児童及び生徒
窓口	浦安市教育委員会 学務課 電話047-712-6742 ファクス047-712-5114 メール gakumu@city.urayasu.lg.jp

(5) 税金などの減額・免除

○所得税

(ア) 障害者控除

控除の種類	対象	所得控除額
障害者控除	本人または同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）で、身体障害者手帳、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級または障害者控除対象者認定書を交付された方	27万円
特別障害者	本人または同一生計配偶者、扶養親族（年少扶養親族含む）で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級または障害者控除対象者認定書（特別障害者に該当）を交付された方 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	40万円
(同居特別障害者)	同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当し、本人または配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかの方と常に同居	75万円
窓口	市川税務署 電話047-335-4101 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp (障害者控除対象者認定書については介護保険課 電話047-712-6403)	

(イ) 医療費控除

		提出書類
対象	①医師等による診療や治療の対価および医師等による診療等を受けるために直接必要な通院等の費用。	医療費控除の明細書(※)
	②介護保険制度の下で、介護サービス事業者から提供を受ける居宅サービス等の対価のうち、医療系サービスおよび医療系サービスと併せて利用する場合の訪問介護等の居宅サービス費用（生活援助中心型を除きます。）に係る部分の自己負担額（控除対象となる金額は領収書に記載があります。）	
	③介護保険制度下での施設サービスの対価（介護老人福祉施設は対価の2分の1相当額まで。日常生活費、特別なサービス費用は除きます。）	
	④おむつ費用（傷病によりおおむね6か月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代）	
	⑤ストマ用装具を必要と認められる場合のストマ用装具にかかる費用	上記に加え、医師が発行した証明書
控除額	$(\text{その年中に支払った費用}) - (\text{保険金などで補填される金額}) = A$ $A - \{10\text{万円または所得金額の}5\% (\text{どちらか少ない額})\} = \text{控除額 (最高200万円)}$	
窓口	市川税務署 電話047-335-4101 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp	

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。また、医療費の領収書（医療費通知を添付したものは除く）は5年間保存が必要です。

○住民税

控除の種類	対象	所得控除額
障害者控除	本人、同一生計配偶者（※）、または扶養親族（年少扶養親族含む）が、身体障害者手帳3級から6級または療育手帳Bの1・Bの2もしくは精神障害者保健福祉手帳2・3級の方	26万円
(特別障害者の場合)	本人、同一生計配偶者（※）、または扶養親族（年少扶養親族含む）が、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳AからAの2もしくは精神障害者保健福祉手帳1級の方	30万円
(同居特別障害者の場合)	同一生計配偶者（※）または扶養親族（年少扶養親族含む）が特別障害者に該当し、本人または配偶者もしくは本人と生計を一にする親族のいずれかの方と常に同居している方	53万円
その他	当該年度の合計所得金額が135万円以下の障がいのある方	非課税
窓口	市民税課 電話047-712-6212 ファクス047-354-8491 メール siminzei@city.urayasu.lg.jp	

※ 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である方。

○相続税

控除の種類	対象	税額控除額
一般障害者	相続開始時に居住者である相続人が身体障害者手帳3級から6級または精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方	85歳になるまでの年数×10万円
特別障害者	相続開始時に居住者である相続人が身体障害者手帳1級・2級または精神障害者保健福祉手帳1級の方	85歳になるまでの年数×20万円
窓口	市川税務署 電話047-335-4101 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp	

○贈与税

内容	特定障害者（※）が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち、6,000万円（特別障害者以外の方は3,000万円）までの金額に相当する部分については贈与税が課税されません。
必要書類等	「障害者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を經由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出が必要
減免内容	非課税
窓口	市川税務署 電話047-335-4101 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp

※特定障害者…特別障害者又は特別障害者以外で精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人のこと

○個人事業税


対象	両眼視力の喪失者または万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力）が0.06以下である方が行うあんま、はりなどの医業に類する事業
減免内容	非課税
窓口	千葉県船橋県税事務所 電話047-433-1275 ファクス047-437-3843

○自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）

（注）税制改正に伴い、令和元年10月以降、「自動車税」は「自動車税（種別割）」に、「自動車取得税」は「自動車税（環境性能割）」又は「軽自動車税（環境性能割）」になりました。

内容	もっぱら身体障がいのある方などの移動のために使用される自動車について、一定の要件に該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免を行う制度を設けています。※減免を受けることができるのは、身体障がいのある方など1人につき、1台の自動車又は軽自動車に限られています。
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳等（原本） ②自動車検査証記録事項が記載された書類（住所及び使用の本拠の位置が住民票と同じであること） ③運転免許証の写し（記載の住所が住民票と同じであること。裏面記載がある場合は裏面も必要） ④印鑑 ⑤自動車税などに係る生計同一証明書（*） ⑥使用目的を証する書類 ⑦自動車税などに係る常時介護証明書など（*） ⑧前減免車を移転登録（名義変更）した場合…移転登録後の自動車検査証記録事項が記載された書類、 ⑨前減免車を抹消登録した場合…抹消登録の証明書（登録識別情報等通知書（写）等）（すでに減免を受けている、又は、受けていた自動車がある場合に必要）
窓口	千葉県自動車税事務所 電話043-243-2721 千葉県船橋県税事務所 電話047-433-1275 ファクス047-437-3843

☆生計同一証明書・常時介護証明書の発行について

手帳の種類	証明書発行窓口	証明書と必要書類など
身体障害者手帳 療養手帳	市障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294	<p>【生計同一証明書・常時介護証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳及び療育手帳の写し ・自動車検査証等の車両の登録番号又は車両番号、所有者（所有権留保の車両については、使用者）がわかる書類の写し。 ・運転者の運転免許証の写し <p>○生計同一証明書は、オンラインによる申請も可能です。オンライン申請二次元コード⇒ </p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22802</p>
精神障害者保健 福祉手帳	市川保健所 電話047-377-1102 ファクス047-379-6623	<p>【生計同一証明書・常時介護証明書】</p> <p>必要書類については、証明書発行窓口にお問合せください。</p>

☆減免を受けていた自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免開始時期（種別割）（重要）

申請車	前減免車	申請車の減免開始時期	備考
新規登録	抹消登録	抹消の翌月から	新規登録日又は抹消登録日のいずれか遅い日から1月以内の申請が必要です。前減免車の抹消が新規登録の翌月の場合、申請車の自動車税（種別割）1月分がかかります。
	移転登録	翌年度から	申請後に前減免車を抹消した場合、抹消日から1月以内に再度減免申請することで、抹消の翌月から減免となります。
移転登録	抹消又は移転登録		申請年度中に移転登録の場合、申請者が納税義務者となるのは翌年度からです。このため、減免となるのは納税義務の発生する翌年度からとなります。

※移転登録（名義変更）

※自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は登録日から1月以内の申請が必要です。

○軽自動車税（種別割）

内容	専ら障がいのある方の移動のために利用されている軽自動車について、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税（種別割）の減免を行う制度を設けています。納税通知書を受け取った日から納期限までに窓口で申請してください。 ※減免を受けることができるのは、障がいのある方1人につき、1台の自動車または軽自動車に限られています。
必要書類等	①身体障害者手帳・療養手帳・精神障害者保健福祉手帳（原本）②運転者の運転免許証の写し（両面。記載の住所が住民票と同じであること。）③申請年度の納税通知書
窓口	市民税課 電話047-712-6214 ファクス047-354-8491

☆減免を受けていた軽自動車の乗り換え等により、新たに減免申請する場合の減免時期

申請車	前減免車	減免申請時期	備考
新規登録	抹消又は移転登録	翌年度の5月中旬から5月末まで	申請年度中に新規登録・移転登録の場合、申請者が納税義務者となるのは翌年度からです。このため、減免となるのは納税義務の発生する年度（翌年度）からとなります。
移転登録			

○NHK放送受信料の免除に関する証明書の交付 **身 知 精**

免除額	半 額	全 額
対象者	次の障がいのある方本人が、世帯主かつ契約者である ①視覚障がいのある方 ②聴覚障がいのある方 ③上記以外の身体障がいのある方（1級・2級） ④知的障がいのある方（A以上） ⑤精神障がいのある方（1級）	次の障がいのある方の属する世帯が市民税非課税世帯である ①身体障がいのある方 ②知的障がいのある方 ③精神障がいのある方 ※世帯分離した家族と住居及び生計を共にしている場合、その方々の課税状況も考慮します
必要なもの	・手帳 ・印鑑	・手帳 ・印鑑 ※1月1日以降に転入された場合、前市区町村の非課税証明等が必要
手続き	上記の必要なものをお持ちの上、障がい福祉課にお越しください。障がい福祉課にて、申請書内の証明事項を確認いたします。その後、申請書兼証明書を専用の封筒に入れ、NHKへ送付してください。	
窓口	NHK千葉放送局 電話043-203-0700 ※障がい福祉課は、証明書の交付のみの窓口となるため、免除制度に関するお問い合わせは、上記の窓口にお願いします。	

○郵便物の減免 **身**

	対象	減免内容												
通常郵便物	第4種郵便物のうち、盲人用点字郵便物、盲人用録音物 (指定された施設の発受するものに限る)	3 kgまで無料												
	低料第3種郵便物のうち、心身障がい者団体が発行するもので、一回の発行部数が500部以上のもの (事前に申請が必要)	新聞(月3回以上発行) 50gまで8円 50gを超える1kgまで、50gまでごとに3円増												
		その他の定期発行物(月1回以上発行) 50gまで15円 50gを超える1kgまで、50gまでごとに5円増												
ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール 身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と図書館法第2条第1項に規定する図書館との間で発受される冊子とした印刷物	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>150gまで</td> <td>92円</td> </tr> <tr> <td>250gまで</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>500gまで</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>1kgまで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>2kgまで</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>2kg超</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table>	150gまで	92円	250gまで	110円	500gまで	150円	1kgまで	180円	2kgまで	230円	2kg超	310円
150gまで	92円													
250gまで	110円													
500gまで	150円													
1kgまで	180円													
2kgまで	230円													
2kg超	310円													
窓口	各郵便局、日本郵便株式会社													

○点字・聴覚ゆうパック運賃 **身**

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円
窓口	各郵便局、日本郵便株式会社						

○ハガキの無料配布 **身 知**

内容	申し出により、年に1回、4月から5月にハガキ20枚を無料配布します。 (青い鳥郵便ハガキ)
対象者	身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳Aに該当する方
窓口	各郵便局(簡易局を除く)

○水道料金 **身 知 精**

内容	水道料金の基本料金と従量料金の合計額の8%相当額を免除します。(10円未満切捨て)
対象者	①身体障害者手帳1級・2級、療育手帳AからAの2、または精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯で、当年において市町村民税(所得割)が賦課された方がいない世帯(同居を含む) ただし、当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況と同様に取り扱います。 ②特別児童扶養手当受給世帯 ③児童扶養手当受給世帯
窓口	県水お客様センター 電話0570-001-245 ナビダイヤルをご利用できない場合 電話043-310-0321 ファクス043-272-3333

○携帯電話基本使用料など 身 知 精 難

内容	携帯電話基本使用料などの割引をおこなっている場合があります。 詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓口	各携帯電話会社、支店、量販店

○ケーブルテレビ・インターネット・電話 身 知 精

内容	ケーブルテレビ・インターネット・電話料金を特別価格でご提供しています。基本工事費は無料になります。追加工事等は有料になる場合がございます。 詳しくは、ジェイコムカスタマーセンターまでお問い合わせください。
対象者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 [Ⓐ] ・A1・A2、B1、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、またはご本人と同居し扶養されているご家族の方
窓口	ジェイコムカスタマーセンター（午前9時から午後6時まで、年中無休） 電話0120-989-989 ファクス0120-999-678

○ミライロID 身 知 精

名称	デジタル障害者手帳「ミライロID」
内容	障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォン向けアプリです。 ユーザーは、障害者手帳や、福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などを「ミライロID」に登録します。 市の体育施設での障がい者減免の手続きをはじめ、公共交通機関や商業施設において、ユーザーが「ミライロID」を提示することで、障害者割引やクーポンなどを利用できます。 また、障害者割引価格でのオンラインチケットの購入も可能です。 ◇ミライロID https://mirairo-id.jp/
対象	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方
窓口	ミライロID ヘルプセンター メール support@mirairo-id.jp



(6) 貸付（千葉県社会福祉協議会からの受託事業）

○生活福祉資金

内容	世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度です。資金の用途に応じ、大きく分けて3つの種類の資金（福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）があります。資金により、必要な要件があります。
対象者	①他からの融資が受けられない所得の比較的小さい世帯 ②家族の中に日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者のいる世帯 ③身体障がいのある方（身体障害者手帳所持者）、知的障がいのある方（療育手帳所持者）、精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳所持者）のいる世帯
必要書類	下記の窓口へお問い合わせください。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277 メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

○緊急小口資金

内容	所得の少ない世帯が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける資金です。必要な要件があります。
必要書類	下記の窓口へお問い合わせください。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277 メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

○総合支援資金

内容	失業者など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導など）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金です。
必要書類	下記の窓口へお問い合わせください。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277 メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

